

## ＊ ＊「話し合う会」はどんな会？ ＊ ＊

### ○新聞の「声・気流」などを話し合う会(略称 話し合う会)の自由と制限

#### 【自由が一杯！】

#### ①出席、欠席、遅刻、早退の自由

(欠席、遅刻、早退の全てがゼロであることが、望ましいですが、全て自由の方が大切なのかもしれません。)

#### ②座る席も自由

(その意味は、座る席による、習慣的な、また風習的な人格的地位は設けないほうが良いのかもしれません。)

#### ③話題を提供するも、しないも自由。発言をするも、しないも自由

(しかし、「話し合う会」ですので、本来は、話題を提供したり、発言をすることが、望ましいですが、全て自由の方が大切なのかもしれません。)

#### ④提供する話題をコピーなどで提供するも、しないも自由。

(しかし、コピーを渡したほうが理解しやすいかもしれません。)

#### ⑤表現の自由

(しかし、表現の自由については、その限界を考える必要は有ると思います。)

#### ⑥聞き手の同感・同論・質問・異論・反論の自由

(しかし、質問を主とすることが大切。その時間は 10 秒程度。自説を述べるための時間とはしない。しかも、話し手が了解した場合のみで、話し手の持ち時間以内に限定される。話し手が他者の同感・同論・質問・異論・反論を受け付けるも受け付けないも自由)

#### ⑦提供する話題の種類も自由

(具体的には、新聞の投稿欄の記事でも良い。その他の新聞記事でも良い。本の話でも良い。その他、思い付きの事柄でも良い。  
結局、話題は何でも良い。生活は森羅万象の世界だと思えます。)

#### ⑧内心、良心、思想、表現、政治信条、宗教も自由。

(しかも、公表する・公表しないも自由。同時に人権・プライバシーは尊重されるべき。)

#### ⑨個人的な資料の配布や説明も自由。

(しかし、会場での行為・行動は「話し合う会」の運営を妨げない範囲に限られる。)

- ⑩司会、会計、会場整備、広報活動、記録活動、連絡活動、会場確保活動などを、引き受けるも引き受けなくても全く自由。  
(ただし、責任をもって活動を引き受ける人が多ければ多いほど、「話し合う会」は組織化されていく。しかし、組織化されることが、良いこととは、一概には言えない。)
- ⑪「話し合う会」の根本的な原則である「持ち時間制度」は、4分2分3分の時間配分を、例えば5分3分4分に変更することはある。  
(しかし、独演会や講演会、一人の持ち時間もなく発言時間の平等性もない「お喋り会」「雑談会」にすることは、この会の根本的な原則に反するからしてはいけない。)
- ⑫主宰者は「話し合う会」の主催に関すること にものみ責任を負い、会後の交遊などに責任は持たない。  
(知人同士として、楽しく交遊するのみ。)

**【唯一と言ってもよい制限】**

発言の持ち時間は平等です。(具体的には、4分とか、2分とか、3分とか、制限があります。  
(しかし、各々1分を加えて、5分とか、3分とか、4分とか、とすることは有り得ます。)  
自分の持ち時間を他者に譲ることは出来ない。一人からでなく何人からも発言時間を譲り受けたら、まるで譲り受けた人の独演会になってしまう。

持ち時間は、たとえ当人が「発言なし、パス、スルー」であっても、他者に発言時間を譲ることは持ち時間制度の趣旨に反するからしてはいけない。

**【自由ではない、ご法度なこと】**

暴言・暴力・その類の自由はありません。